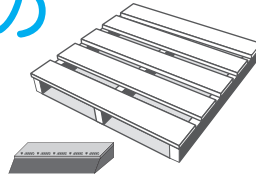


# 容器包装プラスチックのリサイクルについて



環境  
だより



問合せ先  
環境経済課 ☎ 95-1613

容器包装プラスチックを皆さんがルールにした  
がって分別すると、資源になり樹脂パレットや、車  
止めなどの製品に生まれ変わります。また、「容器包装に係る分別収集及び再商品  
化の促進等に関する法律」により、事業者、市町村、消費者が連携して、きちん  
と分別し引取られた場合は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会より市町  
村に再商品化合理化拠出金として交付金が支払われます。

ただし、分別収集物の中に入ってはいけないもの（汚れが付着しているもの、  
ライター・乾電池・かみそり・ガラス破片などの禁忌品）が混入すると、今後の  
引取りが難しくなるので、住民の皆さま一人ひとりのご協力が必要不可欠です。

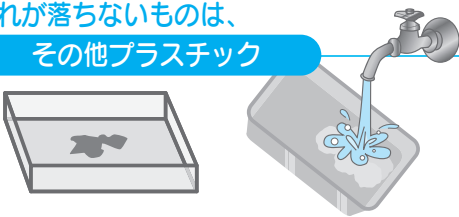
**容器包装プラスチック**とは、商品を消費した後、不要になるプラスチック製の容  
器や包装のことを指します。



容器包装プラスチックの対象は、  
**プラの材質表示マーク**  
がついているものです

- 袋類…菓子袋、ラーメン袋、冷凍食品袋、ポケットティッシュの個袋
- パック類…レトルトパック、詰替え用シャンプーなど
- チューブ類…ケチャップや歯磨き粉など
- ボトル類…シャンプーリンス（ボトル類はキャップとボトルを分離）
- 緩衝材類…玉ねぎやリンゴを保護するネット
- カップ・パック類…カップめんや豆腐、卵のパックなど
- その他…ペットボトルなどのプラスチック製キャップなど

汚れが落ちないものは、  
その他プラスチック



中身が残っていたり、汚れが付着していないように水ですすいで出  
してください。汚れが落ちない場合は、「その他プラスチック」に出  
してください。また、レジ袋等に入れてまとめた場合は、中身の確認  
のため、捨てる際に必ず袋から出してください。

容器包装ではないもの（例）



間違いやすいものとして、CD や DVD のケース、クリーニングのビニール袋、  
フリーザーバッグ、メール便のビニール製封筒、テープ、ひも、本のカバー、  
バケツ、洗面器、コンビニスプーンは、容器包装プラスチックに該当しません。  
**その他プラスチック**に入れてください。

危険物（禁忌品）



処理の際、手分別をおこないますので、カミソリや乾電池、  
ライターなど危険物（禁忌品）は絶対入れないでください。



公益財団法人日本容器包装リサイクル協会では、定期的に容器包装プラスチックの品質調査をおこなっており、  
毎年2%未満の異物の混入があります。品質を維持するため、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。